

県内施設、その他の施設等で受けられるサービス等

	内容	等級	金額など
県立施設	栗林公園 かがわ総合リハビリテーションセンター（施設：体育館・プール・研修室など） さぬきこどもの国 香川県立ミュージアム 東山魁夷せとうち美術館	1～3級	入園料の免除(介護者) 使用料の免除(介護者1人まで) 有料部門の料金免除(介護者1人まで) 観覧料の免除(介護者) 観覧料の免除
その他施設	国営讃岐まんのう公園 四国水族館 ニューレオマワールド イオンシネマ（映画） ソレイユ（映画） 高松空港駐車場	1～3級	入園料の免除（付添い者1人まで）、駐車料金免除 入館料半額（付添い者1人まで） 入園料等半額（付き添い者(18歳以上大人)1人まで） 観賞料1,800円→1,000円（付添い者2人、1作品まで） 観賞料1,900円→1,100円（付添い者1人まで） 駐車料金の半額
その他	かがわ思いやり駐車場制度 （移動に配慮が必要な方に、公共的施設の駐車場を安心してご利用いただくための制度）	1級	【申請・問い合わせ先】 県保健福祉総務課、小豆総合事務所、 各保健福祉事務所

令和8年4月現在

市町・県関係窓口

このパンフレットは令和8年4月現在のものです。
詳細については、下記の窓口にお気軽にお問い合わせください。

市役所・町役場窓口

市町精神保健福祉担当		電話番号	市町精神保健福祉担当		電話番号	
高松市	障がい福祉課	087-839-2333	小豆郡	土庄町 健康福祉課	0879-62-7002	
	牟礼総合センター	087-845-2111		小豆島町	健康づくり福祉課	0879-82-7038
	山田総合センター	087-848-0165	木田郡		池田窓口センター	0879-75-0555
	仏生山総合センター	087-889-4907		三木町	福祉介護課	087-891-3304
	香川総合センター	087-879-3211			直島町	住民福祉課
	勝賀総合センター	087-882-7770	香川郡	さぬき市 障害福祉課		0879-26-9903
	国分寺総合センター	087-874-1111		東かがわ市	福祉課	0879-26-1228
	塩江支所	087-897-0131			観音寺市	社会福祉課
	庵治支所	087-871-3111	大野原支所	大野原支所		0875-54-5700
香南支所	087-879-3111	豊浜支所		豊浜支所		0875-52-1200
丸亀市	福祉課		0877-24-8805	伊吹支所	伊吹支所	0875-29-2111
	綾歌市民総合センター	0877-86-5510	福祉課		福祉課	0875-73-3015
	飯山市民総合センター	0877-98-7953			山本支所	山本支所
坂出市	ふくし課	0877-44-5007	三豊市	三野支所		0875-73-3111
	けんこう課	0877-44-5006		豊中支所	0875-62-1000	
善通寺市	社会福祉課	0877-63-6339		詫間支所	0875-73-3105	
	綾歌郡	宇多津町 保健福祉課		0877-49-8003	仁尾支所	0875-82-5100
綾川町		健康福祉課		087-876-1113	財田支所	0875-67-0100
		綾上支所住民係		087-878-2204		
仲多度郡	琴平町 福祉課	0877-75-6723				
	多度津町 健康福祉課	0877-33-1134				
	まんのう町 福祉保険課	0877-73-0124				

県関係窓口

名称	電話番号
香川県精神保健福祉センター	087-804-5567
香川県健康福祉部障害福祉課	087-832-3294

精神障害者保健福祉手帳制度について

香川県健康福祉部障害福祉課
令和8年4月現在

精神障害を持つ方が一定の障害の状態にあることを証明するものです。
手帳を持っていることにより様々な支援が受けられます。

対象者	精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップをもつ方 （ただし知的障害の方は含まれません）	
申請者	本人	
	申請先	居住地の市役所・町役場の窓口
申請方法	必要書類	(1) 診断書による申請の場合 ①申請書 ②診断書（初診日から作成日までに6か月を経過し、かつ作成日から申請日までが3か月以内のもの） ③写真（縦4cm×横3cm）1枚 ④個人番号がわかるもの (2) 障害年金証書（精神障害が事由のもの）による申請の場合 ①申請書 ②障害年金証書、年金裁定（決定）通知書、年金振込通知書（個人番号を活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合には不要） ③同意書 ④写真（縦4cm×横3cm）1枚 ⑤個人番号がわかるもの (3) 特別障害給付金受給資格者証（精神障害が事由のもの）による申請の場合 ①申請書 ②特別障害給付金受給資格者証、国庫金振込通知書（個人番号を活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合には不要） ③同意書 ④写真（縦4cm×横3cm）1枚 ⑤個人番号がわかるもの
	有効期間	2年間
	障害等級	障害の程度に応じて重度のものから1級、2級、3級まで
交付の決定	審査のうえ県が決定し、申請した市役所・町役場の窓口を経由して、申請者に手帳が交付されます。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●自立支援医療（精神通院医療）費と同時申請が可能です。自立支援医療費と同時申請時に限り、医師の診断書は、手帳用のみで手続きができます。 ●手帳の交付を受けた後、氏名、住所などの変更があれば、変更届を市役所・町役場の窓口へ提出してください。 ●申請書、診断書、変更届は市役所・町役場の窓口や精神科医療機関にあります。 ●平成28年1月から、マイナンバー法（番号法）により個人番号の利用開始に伴い、申請時に個人番号の記載と本人確認が必要となっています。 	

精神障害者保健福祉手帳で受けられるサービス

1 手続きすれば税の優遇措置が受けられます（手続きが必要です）

措置	内容	問い合わせ先
所得税の障害者控除	所得税の納税者本人または、納税者の同一生計配偶者・扶養親族が障害者である場合、1人につき次の額の障害者控除が受けられます。 ●1級…40万円（特別障害者）【1級の方が納税者と同居している場合】…75万円（同居特別障害者） ●2、3級…27万円（障害者） ※同一生計配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が58万円以下（令和2年分～令和6年分は48万円以下）の方を言います。（令和8年12月1日以降、62万円以下に改正されます。）	税務署
住民税の障害者控除等	障害者が住民税の納税者本人または、納税者の同一生計配偶者・扶養親族である場合、次の額の控除が受けられます。 【本人の場合】 ●1級…30万円 【1級の方と同居している納税者】…同居特別障害者控除53万円 ●2、3級…26万円 ※前年の合計所得金額が135万円以下の場合、住民税は課せられません。	市・町税担当課
自動車税・軽自動車税の減免	手帳1級で自立支援医療（精神通院医療）の給付を受けている方が、通院などのために利用する自動車および軽自動車について、自動車税・軽自動車税が減免されます。（ただし、上限額があります。） ただし、①この障害者または、障害者と生計が同じ家族の方が所有し、かつ ②この障害者と生計が同じ家族の方または、常時介護者が運転する車両1台に限りです。 詳細については、右の問い合わせ先に御確認ください。	県税事務所 市・町税担当課
利子等の非課税	●元本350万円までの預貯金等（マル優） ●額面350万円までの国債、地方債（特別マル優）	各金融機関
相続税の障害者控除	相続又は遺贈によって財産を取得した者が、障害者で、かつ、相続人である場合には、次に算出した額が障害者控除として相続税額から差し引かれます。 ●1級…（85歳に達するまでの年数）×20万円 ●2、3級…（85歳に達するまでの年数）×10万円 ※過去に障害者控除の適用を受けている場合には、控除額が制限されることがあります。	税務署
贈与税の非課税	障害者が、特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合に、次の金額まで非課税となります。 ●1級…6,000万円 ●2、3級…3,000万円	税務署 (信託会社)

2 後期高齢者医療制度の医療受給が65歳から受けられます 【問い合わせ先】各市町後期高齢者医療担当窓口

手帳が1級または2級の場合、65歳から障害認定を受けることで、1割の自己負担（ただし、所得が一定以上の方は2割または3割）で、医療を受けることができます。（本人の申請に基づき、広域連合が認定します。）

3 生活保護の障害者加算の認定が受けられます 【問い合わせ先】県(保健福祉)事務所または各市福祉事務所・各町福祉担当課

生活保護受給中で、手帳が1級または2級の場合、生活保護の障害者加算が認められることがあります。（ただし手帳の交付または更新が初診日から1年6か月を経過している場合に限りです。）

4 携帯電話基本使用料等の割引があります 【問い合わせ先】各携帯電話会社

5 タクシー運賃の割引（運賃の1割引）があります 【問い合わせ先】各タクシー会社

ただし、豊島を除く。

6 バス運賃の割引（一般普通運賃の半額）があります 【問い合わせ先】各バス会社

実施バス会社：四国高速バス、JR四国バス、ことでんバス、琴参バス、大川自動車、小豆島オーリーブバス、マルイ観光バス、琴空バス
※バス会社により、割引対象者の範囲や該当路線等が異なりますので、詳細は各バス会社にお問い合わせください。

7 旅客鉄道運賃の割引（一般普通運賃の半額）があります 【問い合わせ先】各鉄道会社

旅客運賃減額欄に第1種、第2種の別を明記した手帳が必要です。減額欄のない手帳をお持ちの方は、明記するお手続きのためお住まいの市役所・役場窓口をお尋ねください。
実施鉄道会社：ことでん、JRグループ *詳細な割引制度については、各鉄道会社にお問い合わせください。

8 フェリー旅客運賃の割引があります 【問い合わせ先】各フェリー会社

実施フェリー会社：小豆島フェリー、国際両備フェリー、四国汽船、豊島フェリー、ジャンボフェリー、本島汽船、備讃フェリー、たどつ汽船、栗島汽船、つたじま渡船（三豊市）、真鍋海運（伊吹観音寺航路）

※フェリー会社により、割引対象者の範囲や料金が異なりますので、詳細は各フェリー会社にお問い合わせ下さい。

9 ロープウェイ運賃の割引（普通旅客運賃の半額）があります 【問い合わせ先】ロープウェイ会社

実施会社：寒霞渓ロープウェイ

10 航空旅客運賃の割引があります 【問い合わせ先】各航空会社

11 NHK放送受信料の免除が受けられます 【問い合わせ先】NHK高松放送局

手帳の交付を受けている人がいる世帯で、かつ世帯全員が市町住民税非課税の場合は、全額免除が受けられます。また、障害等級が1級の方が世帯主で、かつ受信契約者である場合は半額免除が受けられます。

香川県内の市町で受けられるサービス

市町名	内容	等級	金額など
高松市	障害児福祉金 *高松市に1年以上住所のある20歳未満の方のみ	1、2級	20,000円（年額）
	障害者福祉タクシー助成（タクシー券交付） *高松市に住所がある方のみ（所得制限があります）	1級 2級	年間40枚 年間25枚
	在宅障害者介護見舞金 *1級（20歳～）の在宅の重度障がい者を常に介護している方で、高松市に1年以上住所がある方のみ	1級の介護者	6,000円（月額）
	玉藻公園 市美術館 菊池寛記念館 歴史資料館	1～3級	入場料の免除
丸亀市	障害者年金 *1年以上丸亀市に住所のある20歳以上の人	1、2級	10,000円（年額）
	障害児年金 *1年以上丸亀市に住民票のある20歳未満の人	1級 2級 3級	22,000円（年額） 18,000円（年額） 10,000円（年額）
	福祉タクシー助成券等 *丸亀市に住民票があり、自動車税等の減免措置を受けていない人・施設に入所していない人	1級	タクシー助成券（年間24枚月割）または丸亀コミュニティバス100円券11枚つづり回数券（年間12部月割）
	美術館 コミュニティバス	1～3級 1～3級	入館料免除 半額
坂出市	障がい者福祉タクシー助成（タクシー券交付）*坂出市に住所がある在宅の方	1級	年間24枚（1枚500円）
	坂出市循環バス	1～3級	半額
	坂出市塩業資料館	1～3級	入場料の免除（付添人も免除の場合あり）
	坂出市民美術館 角山温水プール*坂出市、宇多津町に住所がある方	1～3級 1～3級	入場料の免除の場合あり 温水プール・トレーニング室利用料の免除（介護者1人まで）
普通寺市	心身障害者福祉年金 *1年以上普通寺市に住民票のある公的年金を受給していない20歳以上の方	1級 2級	1,500円 1,000円
	心身障害児福祉年金 *1年以上普通寺市に住民票のある20歳未満の方	1、2級	2,000円
	市民プール 福祉タクシー助成券 *普通寺市に住民票があり、（本人又は世帯員が）自動車税等の減免措置を受けていない方。また施設等に入院、入所、入居していない方。	1～3級 1、2級	入場料の免除 年間50枚（1枚500円）
	福祉年金 *観音寺市に1年以上住所がある方のみ	1、2級	12,000円（年額）
観音寺市	世界のコイン館（大平正芳記念館） のりあいバス	1～3級 1～3級	300円→200円（大人）、150円→100円（子ども） 免除
	萩の湯	1～3級	650円→300円（大人）
	すぽっしょ TOYOHAMA ちようさ会館	1～3級 1～3級	月会費（レギュラー）5,500円→2,750円 300円→150円（大人）、250円→100円（高校生） 150円→50円（子ども）、（付添人も1名同額）
	心身障害者扶養共済制度掛金助成	1～3級	住民税非課税世帯1口目のみ全額免除 住民税課税世帯1口目のみ半額免除
さぬき市	福祉タクシー助成券 *さぬき市に住民票がある在宅の方で、自動車税等の減免措置を受けていない方（市民税非課税者に限る）	1級	年間30枚（1枚500円）
	コミュニティバス	1～3級	200円→100円（平日）、500円→200円（休日）
	春日温泉 カメラア温泉 ツインバルながお	1～3級 1～3級 1～3級	600円→300円 630円→310円 プール1,000円→700円、入浴料600円→400円 トレーニングルーム510円→410円
	平賀源内記念館	1～3級	500円→400円（大人）、400円→320円（大学・高校生） 250円→200円（中・小学生）
東かがわ市	つばさ山温泉	1～3級	500円（12歳以上70歳未満）→300円
	JOYFIT HAPPY BASE（東かがわ市温水プール） 福祉バスの利用	1～3級 1～3級	個人利用料のみ半額 1回につき100円
	心身障害者（児）福祉年金*1年以上三豊市に住所のある方	1～3級	12,000円 65歳以上は6,000円（年額）
三豊市	心身障害者扶養共済制度掛金助成	1～3級	掛金1口分の半額を助成
土庄町	心身障害者扶養共済制度掛金助成	1～3級	掛金（2口まで）の半額を助成
小豆島町	心身障害者福祉手当 *1年以上三木町に住所があり、公的年金を受給していない在宅の方	1級 2級 3級	30,000円（年額） 25,000円（年額） 15,000円（年額）
	児童障害福祉年金 *保護者が1年以上三木町に住所がある、20歳未満の方	1級 2級 3級	42,000円（年額） 36,000円（年額） 30,000円（年額）
	福祉タクシー助成券（タクシー助成券の交付） *三木町に住所がある在宅の方（住民税所得割が非課税の方に限る）	1級 2級	年間30枚（1枚500円）
	障害者（児）福祉年金 *宇多津町に1年以上住所がある方のみ	1級 2級 3級	20歳以上13,000円（年額）20歳未満20,000円（年額） 20歳以上11,000円（年額）20歳未満18,000円（年額） 20歳以上9,000円（年額）20歳未満14,000円（年額）
宇多津町	福祉タクシー助成券（タクシー助成券の交付） コミュニティバス	1級 1～3級	年間24枚（1枚500円） 運賃100円
	角山温水プール*宇多津町、坂出市に住所がある方	1～3級	温水プール・トレーニング室利用料の免除（介護者1人まで）
	障害福祉年金 *綾川町に1年以上住所がある方	1級 2級 3級	20歳以上13,000円（年額）20歳未満50,000円（年額） 20歳以上12,000円（年額）20歳未満50,000円（年額） 20歳以上10,000円（年額）20歳未満30,000円（年額）
綾川町	高齢者等福祉タクシー助成事業（タクシー助成券の交付） *綾川町に住所がある方（有効な自動車運転免許証（二輪含む）を有していない方で、非課税世帯の方に限る）	1、2級	年間24枚（1枚500円）
	心身障害者扶養共済制度掛金助成 デマンド型乗合タクシー	1～3級 1～3級	掛金一口分の半額を助成 300円→150円
	障害者福祉年金（20歳以上） *琴平町に1年以上住所がある方	1級 2級 3級	8,000円（年額） 6,000円（年額） 4,500円（年額）
琴平町	障害児福祉年金（20歳未満） *琴平町に1年以上住所がある方	1～3級	15,000円（年額）
	障害者（児）福祉年金 *多度津町に1年以上住所がある方	1級 2級 3級	20歳以上12,000円（年額）20歳未満20,000円（年額） 20歳以上9,000円（年額）20歳未満15,000円（年額） 20歳以上6,000円（年額）20歳未満10,000円（年額）
	障害者等配食サービス事業 *町内に在住するかたで、何らかの援護を必要とする虚弱又はその他の理由により調理等が困難な方	1～3級	昼食を宅配（週3回以内） 利用者負担額 1食300円
多度津町	多度津町立屋内温水水泳プール	1～3級	大人（18歳以上）500円→400円 学生350円→250円 子ども250円→150円
	心身障害者福祉年金 *まんのう町に1年以上住所がある方	1～2級 3級	20歳以上11,000円（年額）20歳未満17,000円（年額） 20歳以上9,000円（年額）20歳未満12,000円（年額）
まんのう町	福祉タクシー助成券交付 *まんのう町に住所がある方のみ。利用は通院に限る。	1、2級	年間24枚（1枚500円）

※各市町で確認が取れているもののみを掲載しています。

令和8年4月現在